

## 北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画（仮称）【素案】に係るパブリックコメントの結果について（意見内容）

NO	該当の項番	意見の概要	回答案	区分
1	第1章 1(5) P2 (対比表P2)	《対象者の定義を「困難女性支援法」と「配偶者暴力防止法」に分けて記載する必要はないと思う》 「困難女性支援法」の「基本方針」には、「法は、そもそも、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としたものであり、このような問題意識のもと、法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、必要に応じて法による支援の対象となる。」との記載があることから、「配偶者暴力防止法」の対象者を網羅しているのではないだろうか。 今回の対象者には配偶者等からの暴力ではなく、仕事の上司だったり、職場の同僚だったりという労働問題としても扱える場合やホストなどへの推し活から性的搾取に至る若い女性なども含まれていると思う。	本計画における「困難女性支援」には、「配偶者暴力防止法」の対象者も含まれており、御指摘にある2つの計画で分けて記載していません。	D
2	第1章 2 P9～10 (対比表 P8～9)	《支援対象として十分に発見されていない女性》 上記のとおり国籍を問わないとすれば、予期しない妊娠等に関する相談者として、技能実習や特定技能という在留資格で働く外国人もいる。 《相談窓口の認知度》 若年層の中には、電話やメールなどを利用しない人もいる。外国人労働者の多くもそうである。SNSの活用を強く望む。若年層への周知は、やはり教育機関への働きが重要であると感じる。時間はかかるかもしれないが、新たな困難な女性を作らないためにぜひとも取り組んで欲しい。	御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	C
3	第2章 1 P10 (対比表P9)	支援を必要とする女性が、速やかに支援の窓口に繋がり、ただ1人の取りこぼしもなく、適切な情報と具体的な支援を確実に得られるために総合的な支援センターの設置が求められていると思います。 支援センターが行政と様々な支援を行っている実績のある民間団体との繋ぎの役割をすることにより、支援が一層スムーズに運ぶことになると思います。	支援を必要とする女性に対しては、道立女性相談援助センターを中心として関係機関との連携により支援を行っており、今後もスムーズな支援に努めてまいります。	D
4	第2章 1(2) P10 (対比表P10)	街中で気軽に立ち寄れるカフェ等の場所で、人の相談にのれるお年寄りなどがいて、悩み事などの聞き役やアドバイスができれば、自殺などを防げるのではないかと考えています。	御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	C
5	第2章 1(4) P11 (対比表P10)	《一時保護について》 今の基準は厳しすぎると思う。これから一人でやっていかなければならない人から仕事を奪い、またあるのが当たり前となっている携帯の使用禁止という条件はきつすぎると思う。夫からの危険がない場合等、柔軟な対応が必要と思う。また、新しいポイントにも書いてあるように若い人たちの援助をするためには、例えば両親から、義父から、兄弟からの虐待または子供からの虐待等の等のためのシェルター利用を考えてほしい。また、夫からの危険がない場合、落ち着くまでそこから仕事に行ったり学校に行ったりできる別の場所（ステップハウス）を作してほしい。	御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	C

NO	該当の項番	意見の概要	回答案	区分
6	第2章1(6) 第2章2(2) P12,16 (対比表 P11,14)	《日常生活の回復支援及び民間団体との連携について》 今、多いのはシェルターには入らず、私たちの力を借りながら、自分で自立していく人です。その場合弁護士紹介、同行、また市役所の各関連部署、警察などへの同行も含まれます。また、DVで夫と別れ、旭川で暮らしているが、心細くいつも見張られているようだと言ってくる人もいます。今の体制ではシェルターに入らない限り、収入はなくボランティアの状態です。そういう人にきめ細かな支援をするためにも予算をつけてほしいと思います。それがないと持続して困難な女性のための支援をしていくことはできません。	御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	C
7	第2章1(5) P12 (対比表P11)	《医療機関との連携について》 連携とうたうからには具体的なシステムを作ってほしい。特に心療内科、精神科。DVにより精神的な問題を抱えてしまう人も多いのに反して予約は2,3カ月待ち、または新患は取らないというところばかり。各市町村に一か所、便宜を図ってくれる連携をとれる病院を作ってほしい。	医療機関との連携について、具体的なシステムを作ることは困難と考えております。	D
8	第2章1(5) P12 (対比表P11)	《【取組】に「民間団体等による支援を追記」 DVや性暴力等の被害回復については、必要に応じて民間団体等の支援員が被害者の通訳者として、関係機関への繋ぎや同行を実施するなどし、課題解決を図りながら中長期の回復支援を実施している。取り組みの中に「民間団体等による支援」を追記し、よりきめ細やかな支援実現を図るもの。	御意見を参考に、「民間団体等と連携した支援」を追加します。	A
9	第2章1(7) P13 (対比表P11)	《【取組】に「児童相談所及び担当部局の職員研修を実施」を追記》 同伴児童等への支援では、面前DV等による深刻な心身への影響があり、関係機関等との連携や母子一体となった支援が求められる。しかし、児童相談所や担当部局では直接的な虐待の有無に関わらず「避難しているため安全が図られている」という見解が示されたり、面前DVなどの心理的虐待に関して具体的支援が実施されないケースの他、要対協が開催されていてもDVが見落とされ、早期に母子の一時保護に至らなかったケースなどもある。社会的養育等の適正な支援の実現には、DV等の暴力被害が見落とされないように実効性のある研修が必要と思われる。	本計画においては、適宜、関係職員等への研修について記載しています。(第2章2(6)、第3章6(1)、第3章8)	B
10	第2章(7) P13 (対比表P12)	《【取組】にある「親子で入所可能な施設等の確保(母子分離の防止)」について、現状、中学生以上の男児は同伴できないルールのため、同伴できないことを理由に、児童相談所での一時保護となることがありますが、中学生以上の男児であっても同伴可能となるような仕組みの構築をお願いできればと思います。	道立女性相談援助センターは、DV被害等を受けた女性が入所する施設であり、未成年であっても中学生以上になると体格等から、他の入所女性に恐怖心を抱かせる恐れがあり、現状では困難です。	D
11	第2章2 P15 (対比表P14)	支援体制の確立のために、民間団体の安定的運営、支援に当たる職員の賃金補償、女性相談員の身分保障は、必須要件。 財政的裏付けが確保される必要があると思います。	本計画は、財政的な裏付けを確保する計画ではありませんが、御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	C
12	第2章2(3) P16 (対比表P14)	人権擁護委員は、デートDVの教材を持って、各小、中、高校で啓発を行っているのですが、其処に善悪の判断や、社会の常識、暴力に対する身の処し方、相談窓口のPRを良く判るように、伝えることも効果があるのではないのでしょうか。	御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	C

NO	該当の項番	意見の概要	回答案	区分
13	第2章2(5) P17 (対比表P15)	最近の家庭の事情が千差万別で、家庭で教育がしっかりなされていない場合や人を慈しむことが少なく、愛される経験があまりない場合は、結局伴侶に暴力を振るうことに繋がるのではないかと思います。どこかで、連鎖を断ち切らなければ、DVが続く世の中になるのではないかと思います。学校でも、地域社会でも、そんなことを教える場があればと願っています。	御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	C
14	第2章2(5) P17 (対比表P15)	学校関係者との連携について。すべての中学校、高校でデートDVについての出前講座を実施してほしい。これはDVに留まらず、人権教育ともなると思う。	御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	C
15	第2章2(6) P17 (対比表P15)	《研修について》 関連職員だけでなくすべての職員に研修をしてほしい。どの部署であっても何かの形でかかわる可能性はあるはずなので。そういう箇所がぶち壊しになった例もある。これはセクハラ研修と一緒にできることであると思う。根っこは一緒なので。また、公務員だけでなく、家庭にかかわることの多い民生委員に対しても研修をしてほしい。奥さんに相談されて、夫に説教をし、事態がなお深刻になった例もある。 また、今の警察の生活安全課はとて素晴らしい対応をしてくれていると思うが、例えば、派出所に駆け込んでくる例もあると思う。すべての警察官にもDVについての研修を義務付けてほしいと思う。	御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	C
16	第2章全体	第2章では、支援のための取り組みが記載されているが、第1章で報告されている内容に対して、課題をどのように改善するか、具体的な取り組みが求められているのではないだろうか。道立女性相談援助センターや民間団体など関係機関との連携として、丸投げしているような気がする。	本計画は、困難女性支援法の趣旨に基づき、女性支援の専門機関である道立女性相談援助センターと民間団体との協働による支援を中心に、関係機関と連携を行うこととしています。	B
17	第3章3(1) P26 (対比表P23)	外国人被害者に対し、「入国管理局等との連携」と記載があるが、どのようなことを想定されているのだろうか。在留することを前向きにとらえた働きかけであれば、問題はないが、在留資格だけでなく、いろいろな課題も想定されることから、「入管管理局」よりも「北海道外国人相談センター」との連携が必要だと思われる。 <a href="https://www.hiecc.or.jp/soudan/">https://www.hiecc.or.jp/soudan/</a>	外国人被害者の様々な課題については、入国管理局等の関係機関と連携することとしております。	B
18	第3章3(1) P26 (対比表P23)	《民間シェルターの拡充》 民間シェルターへの一時保護は、一時保護の半数を占めていることから、被害者の身を守る上で、効果的かつ重大な役割を担っている。現状では、道内で8団体となっており、人口の比較的多い都市部にしか設置されておらず、道内の地理的条件や、年々、女性が被害者となる事案が増加傾向にあることを踏まえると道内における民間シェルターの拡充に努めて欲しい。	基本目標に掲げているとおり、全ての振興局管内に困難女性支援を行う民間団体が立ち上がることを目指します。	B
19	第3章6(1) P31 (対比表P27)	大学で、心理学を履修しながら、勤め先を一般業務にしている人を見かけるので、そのような人を発掘して、民間の相談員に兼務して貰うことも考えられると思います。 相談員も人生の経験を積んだ60代の人をお願いしても効果があると思います。	御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	C

NO	該当の項番	意見の概要	回答案	区分
20	第3章 8 P34 (対比表P29)	外国人支援の現場において感じるのは、相談窓口を伝えるなどの被害者側への啓発活動ではなく、加害者側への啓発活動の必要性である。女性であること、外国人であることによって、複合差別が起こっていると感じている。被害者を生まない、具体的な取り組みを希望する。	御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	C
21	全体的に	現在までずっと「被害者の保護」が優先でした。もちろん一番大切なことですが、DV被害者はいつも「逃げて」いないといけなんでしょうか？子どもは親も奪われ、生活の場を奪われ、理不尽に逃げなくてはいけない。当事者同士で解決できる場合などなく、だから逃げるのであって、そこに子どもの意思は尊重されることはないです。まずは子どもがどうしたいか、どうあってほしいかを言える場所を作ってほしい。当事者の中に埋もれないよう、他者が介入すべきと考えています。	御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	C
22	全体的に	《若い女性による、困難を抱える若い女性の支援を》 全般的なことですが、若い女性にどのようにアプローチするか考えると、なかなか、女性支援窓口を持っていても情報が行き届かないことが多いと思われます。東京のプランインターナショナルが運営するわたカフェや、Bondプロジェクトのようなアプローチが必要です。 また、小さな情報も届けられるような若者の支援員（例えば、LINEで情報提供する）を抱え、若者のネットワークを常に構築することが大切と考えます。 当団体では、ワークキャンプという手法で、若い国内外のボランティアを集めて活動していて、そこから若者とつながり、さらに大学生や高校生とつながることで、若い女性の困難を未然に防ぐ努力をしています。	御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	C
23	全体的に	《全体的な意見として、「人権」を対象とする課の創設を望む》 災害弱者といわれる「女性・子ども・高齢者・障がいのある方・外国人」の課題を考える際に、壁となるのは行政の組織における縦割り体制である。10代の女の子で障害を持った人がいたとしたら、どこで対応してくれるのだろうか。あるいは、アイヌをルーツに持つ、高齢で精神的な疾患を抱えた女性はどこに相談に行けばいいのだろうか？ワンストップでの相談体制を望む。	行政機関において、1つの部署で全ての相談に対応することには限界がありますが、たらい回しになることがないよう、適切な部署で相談できるよう対応してまいります。なお、道においては、環境生活部道民生活課で人権に関する業務を所管しています。	D
24	全体的に	《全体的な意見として、「日本語の理解が十分でない」という表現に違和感を覚える》 外国人・障がいのある方・高齢者の日本語の理解はそれぞれ違うということを十分認識して欲しい。障がいのある方と高齢者に虐待があった場合には、被害者が守られる法律がある。しかし、外国人に関する法律は、入管法しかなく、これは出入国の管理を目的とした法律である。「日本語の理解が十分できる」外国人もいることを知っておくべきである。	御指摘の「日本語の理解が十分でない外国人」との表現は、削除します。	A
25	全体的に	多様な民間団体の中には、必ずしも支援対象者への支援として連携すべきでない、あるいは連携できるかどうか不明な団体があることも考えられるため、県及び市町村には、注意深く、広く情報収集に努めることを望みます。例えば東京都での同法モデル事業(若年被害女性支援)では、住民監査請求が認容され、住民訴訟が起きるなど混乱が起き、第211国会参議院でも質疑が交わされ、厚生労働省が民間団体の適格性に関する通知を出しています。このような混乱は支援対象者の為になりません。	御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	C



NO	該当の項番	意見の概要	回答案	区分
26	全体的に	<p>実際に何人の自立に繋げるかなど、支援成果そのものについて目標を掲げられないでしょうか？あるいは数値目標を掲げずとも支援成果をチェックすることを規定できないでしょうか？支援において、計画や人員確保、研修といった支援体制の整備、支援を使いやすくするための周知は重要ですが、それらは支援の手段であってその達成のみが目的となることに違和感を覚えます。</p> <p>五年という相応の長さを持つ計画ですから、手段のみが整備されて肝心の支援そのものから目が逸れないよう、支援そのものを評価指標に入れることを望みます。</p>	本計画において、支援の成果等について目標に掲げることは困難であると考えております。	D
27	全体的に	<p>連携先として適当な民間団体がいない場合、新たに立ち上げずに既存の公の機関、公施設の活用を検討するようにしてほしいです。</p>	御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	C
28	全体的に	<p>困難女性の定義が非常に曖昧で「またはそのおそれ」をどうにでも解釈可能なため、悪用することができてしまうので、活動内容や会計処理に関する監査は行政が厳格に行うべきだと思います。</p> <p>東京都で困難女性支援法のモデルとなったcolaboという団体が保護した若年女性を辺野古基地の座り込みや韓国の慰安婦活動に連れて行き、政治活動に参加させるなど、不適切な活動を行っていました。政治的活動を行っている団体に未成年者や困難女性の身柄を預けることに一市民として不安があるため、団体の選考基準は厳しくあるべきだと思います。この団体は会計にも疑義があり、住民監査請求が通り、現在は住民訴訟の最中です。</p> <p>他の困難女性支援法のモデル団体にも会計の疑義、活動内容への疑問があり、こちらも住民訴訟中です。アロマや整体代やスタッフのキャンプ代を困難女性のためだとして公金から出している団体もあります。こういった使い道は公金として適当ではないと思います。</p> <p>シェルター内での虐待や貧困ビジネス、被支援者の通帳や印鑑やスマホを団体が預かり返さない等の問題もあります。民間団体に全てを任せるのではなく、行政が厳しく監視(書類だけではなく、抜き打ち立ち入り検査等も含めて)していく必要があると思います。</p> <p>神戸で若年者の保護シェルターを運営していた男性が覚醒剤で逮捕された事件もありました。この方は元ヤクザだったそうです。他にも東京都の某若年者支援団体のトップの方は著書に中学生の女子を複数人で暴行した過去を書いていました。娘を持つ親として非常に恐ろしいです。北海道ではこのような団体が女性支援に携わることはないよう切に願います。</p>	御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。なお、公費の支出については、適正な執行に努めてまいります。	C

【意見に対する道の考え方の区分】

区分	意見等の反映状況	件数
A	意見を受けて案を修正したもの	2
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	4
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	16
D	案に取り入れなかったもの	6
E	案の内容についての質問等	0